

第18回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和8年3月9日

開 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

第 18 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和8年3月9日(月曜日)

午前9時29分開議

午前9時39分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出追号議案(第100号)について
- 2 本日の議事次第について
- 3 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について
- 4 各選挙区における議員定数の見直しについて
- 5 その他

出席委員(11人)

委員長 高木健次
 副委員長 橋口海平
 委員 前川 收
 委員 藤川隆夫
 委員 城下広作
 委員 松田三郎
 委員 吉永和世
 委員 池田和貴
 委員 溝口幸治
 委員 西 聖一
 委員 山口 裕

欠席委員(1人)

委員 坂田孝志
 議長 高野洋介

委員外議員(1人)

副議長 緒方勇二

執行部出席者

総務部長 千田真寿
 総務部総括審議員
 兼政策審議監 坂野定則
 首席審議員兼財政課長 元田啓介
 人事課長 寺本和央

審議員兼財政課課長補佐 林田昭広

審議員兼財政課課長補佐 黒川賢一郎

事務局職員出席者

議会事務局長 波村多門
 議会事務局長次長
 兼総務課長 鈴木幸
 議事課長 下崎浩一
 政務調査課長 坂本誠也
 総務課課長補佐 岩下洋之
 議事課課長補佐 岡部康夫
 政務調査課課長補佐 小崎博文
 総務課主幹 脇山 強
 議事課主幹 太田弘巳
 議事課主幹 眞田美也子
 議事課主事 井島美幸

午前9時29分開議

○高木健次委員長 ただいまから第18回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、知事提出追号議案について、総務部長から説明をお願いします。

○千田総務部長 おはようございます。

資料1の目録に沿って、本日追加提案いたします議案の概要を説明いたします。

議案第100号は、監査委員の選任について、議会の同意をお願いするものになります。

別冊の議案条例等関係追号の1ページを御覧ください。

議案の内容は、識見を有する者のうちから選任されております竹中潮氏が令和8年3月31日に任期満了となりますので、後任に藤木美才氏を選任することについて、提案を行うものです。

2ページをお願いいたします。

藤木氏は、弁護士であり、これまで本県の

国民健康保険審査会の会長等を務められた御経験もあり、法律知識に加え、県政全般についても高い見識をお持ちの方です。

その経験を生かし、監査委員の職責を十分に全うしていただけるものと考えております。

以上が、今回提案を予定しております議案の概要になります。

説明は以上です。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、知事提出追号議案については、ただいまの説明のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、本日の議事次第について、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、次第の議題2を御覧ください。

開議の後、一般質問がございます。

本日は、前田敬介議員、楠本議員の順でございます。

次に、議案等に対する質疑、これは、知事提出議案第46号から第99号までの後議案件等に対する質疑でございます。

なお、質疑の通告はございません。

次に、知事提出議案第46号から第99号までの後議案件の委員会付託がございます。

次に、追号の知事提出議案第100号の上程がございます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、本日の議事次第については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、熊本県議会の保有する個人情報情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局次長から説明をお願いします。

○鈴議会事務局次長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

1ページは、規程(案)でございますので、2ページの規程案の概要で御説明いたします。

まず、1、規程の名称は、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程でございます。

次に、2、制定改廃の趣旨といたしましては、出入国管理及び難民認定法の一部改正等に伴い、関係規程を整理する必要がございます。

次に、3、内容でございますが、出入国管理及び難民認定法の一部改正による在留カードの記載事項等の引用条文の条項ずれに伴い、所要の規程の整理を行うこと、また、住民基本台帳カードの有効期間満了に伴い、各種請求書様式の本人確認書類から関係文言を削除したいと考えております。

また、施行期日でございますが、3の(1)については、令和8年6月14日から、3の

(2)については、告示の日から施行することとしております。

なお、3ページ以降に改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、各選挙区における議員定数の見直しについてお諮りいたします。

それでは、議会事務局次長から説明をお願いします。

○鈴議会事務局次長 それでは御説明いたします。

去る令和7年11月27日の第11回議会運営委員会において、議員定数の見直しについては、議会運営委員会理事会で協議していくことが決定され、本日開催された理事会を含め、これまで4回にわたり協議が行われてきたところです。

資料3に、これまでの検討状況をまとめております。

理事会においては、大きく2つの問題点が上げられ、協議が行われました。

それでは、資料4を御覧ください。

1点目は、県全体の議員定数をどうするのかということ、2点目は、各選挙区の議員定数について、議員定数が3人の天草市・天草郡の人口より、議員定数が2人の上益城郡と

菊池郡の人口が多くなっている状況をどうするのかということですが。

次に、資料5を御覧ください。

まず、県全体の議員定数についてですが、人口類似県の議員定数の状況を見ると、本県は、人口類似県と比較しても、議員1人当たりの人口が5番目に多い状況であることから、現在の49人から減らさない方向で進めていくこととなりました。

次に、資料6をお願いします。

2点目の各選挙区の議員定数についてですが、検討に当たっては、まず、公職選挙法の一般的な手法に基づく議員定数を算出しました。

右側の配当の仕方の③結果を御覧いただきますと、現在の各選挙区の議員定数は、現定数と比較すると、熊本市第一が3人、熊本市第二が1人少なく、天草市・天草郡、荒尾市、山鹿市、球磨郡が1人多い状況となっております。

次に、資料7を御覧ください。

こうした状況を踏まえ、協議の中では、人口減少社会の中で全体の議員定数を増やすのは難しいのではないかと、天草市・天草郡を1人減らした場合、どこを増やすかについては、現定数と配当結果との差が3人と最も大きい熊本市第一を増やすべきではないかといった御意見がありました。

そこで、事務局から3つの見直しの案を提示し、その案について各党派内での協議を経た上で、理事会において、県全体の議員定数は49人で現状維持とし、天草市・天草郡選挙区を3人から2人に1人減らし、熊本市第一選挙区を12人から13人に1人増やすとする方針案で合意が得られました。

今回は、推計人口を基にした基本的な方針案となります。国勢調査の速報値が本年5月末頃に公表される予定ですので、速報値については別途御報告させていただきますが、今回の結果と速報値を用いて算出した結果が同

様で、かつ、法的にも支障が生じない場合は、この方針案で進めていくこととしてはいかがかと考えております。

なお、参考までに、この方針で条例整備をする際の条例案等については、資料8のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、各選挙区における議員定数の見直し方針(案)については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

最後に、議題5、その他に入りますが、委員の皆様から何かありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会は、閉会日の3月18日水曜日に開催いたします。

時間は、午前9時10分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日も本会議を10時に開会できますよう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第18回議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長